

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について（お願い）

食物アレルギー疾患のある児童生徒の中には、学校生活において配慮を必要とする方がいます。学校がこのような児童生徒に適切に対応するためには、主治医の皆様からの指導が重要となります。つきましては、保護者の方からの「学校生活管理指導表」の記載の申請についてご協力くださいますよう、お願いいたします。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記入の仕方は以下のとおりです

- ①疾患名の（あり・なし）欄
当該疾患の有無について○をつけ、「あり」の場合、下位項目のそれぞれへご記入ください。
- ②「病型・治療」欄
当該疾患の原因や症状、服用中の薬など、子どもの現在の状況を記入してください。
※本表は大きな変化がない場合、一年間を通じて使用しますので、現在の状況および今後一年間をとおして予測される状況を記載してください。
- ③「学校生活上の留意点」欄
学校生活における管理・配慮が必要な場合には「管理必要」に○をし、その内容について自由記述欄にご記入ください。
※同上
- ④「緊急時連絡先」欄
アナフィラキシー「あり」などの場合、緊急の対応が必要になることもあるため、「緊急時連絡先」欄の医療機関部分に連絡先をご記入ください。
- ⑤記載日、医師名、医療機関名をご記入ください。

◆学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

【様式2】＜保護者が主治医に依頼→学校へ＞
提出年月日 令和 年 月 日 (男・女) 令和 年 月 日 生(歳)

<p>学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）</p> <p>食物アレルギー（あり・なし）</p> <p>気管支ぜん息（あり・なし）</p>	<p>病型・治療</p> <p>A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）</p> <p>1. 即時型</p> <p>2. 口腔アレルギー症候群</p> <p>3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p>B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）</p> <p>1. 食物（原因）</p> <p>2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p>3. 運動誘発アナフィラキシー</p> <p>4. 昆虫</p> <p>5. 医薬品</p> <p>6. その他</p> <p>C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に除去根拠を記載</p> <p>1. 薄粉</p> <p>2. 牛乳・乳製品</p> <p>3. 小麦</p> <p>4. ソバ</p> <p>5. ビーナッツ</p> <p>6. 甲殻類</p> <p>7. 木の实類</p> <p>8. 果物類</p> <p>9. 魚類</p> <p>10. 肉類</p> <p>11. その他1</p> <p>12. その他2</p> <p>D 緊急時に備えた処方薬</p> <p>1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）</p> <p>2. アドレナリン自己注射（「エピペン®」）</p> <p>3. その他</p> <p>病型・治療</p> <p>A 症状のコントロール</p> <p>1. 良好</p> <p>2. 比較的良好</p> <p>3. 不良</p> <p>B-1 長期管理薬（吸入）</p> <p>1. ステロイド吸入薬 () () ()</p> <p>2. ステロイド吸入薬 / 長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () ()</p> <p>3. その他 () () ()</p> <p>B-2 長期管理薬（内服）</p> <p>1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () () ()</p> <p>2. その他 () () ()</p> <p>B-3 長期管理薬（注射）</p> <p>1. 生物学的製剤 () () ()</p> <p>C 発作時の対応</p> <p>1. ベータ刺激薬吸入 () () ()</p> <p>2. ベータ刺激薬内服 () () ()</p>	<p>学校生活上の留意点</p> <p>A 給食</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 食物・食材を扱う授業・活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C 運動（体育・部活動等）</p> <p>1. 管理必要 2. 管理不要</p> <p>D 宿泊を伴う校外活動</p> <p>1. 管理必要 2. 管理必要</p> <p>E 原因食品を除去する必要がある場合により厳しい除去が必要なものは、給食対応が困難となる場合があります。</p> <p>※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。</p> <p>講師：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳糖低減カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴキウゴキ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚油 肉類：エラス</p> <p>F その他の配慮・管理事項（自由記述）</p> <p>学校生活上の留意点</p> <p>A 運動（体育・部活動等）</p> <p>1. 管理必要 2. 管理必要</p> <p>B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</p> <p>1. 管理必要 2. 管理不要</p> <p>C 宿泊を伴う校外活動</p> <p>1. 管理必要 2. 管理不要</p> <p>D その他の配慮・管理事項（自由記述）</p>	<p>④</p> <p>★保護者 電話： _____</p> <p>★連絡医療機関 医療機関名： _____</p> <p>電話： _____</p> <p>記載日 年 月 日</p> <p>医師名 _____ (印)</p> <p>医療機関名 _____</p> <p>★保護者 電話： _____</p> <p>★連絡医療機関 医療機関名： _____</p> <p>電話： _____</p> <p>記載日 年 月 日</p> <p>医師名 _____ (印)</p> <p>医療機関名 _____</p>
①	②	③	⑤

●本表における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。 1. 同意する 2. 同意しない 保護者名： _____

<食物アレルギーの記入上の注意>

C. 原因食物・除去根拠

- ・ 診断根拠として重要なのは①明らかな症状の既往、②食物経口負荷試験陽性です。
- ・ ③摂取可能であるにもかかわらず、血液検査陽性だけを根拠に原因食物の除去を指示することは適切ではありません。
- ・ ④未摂取で除去が必要な食物がある場合のみご記入ください。

E. 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの

- ・ こちらに記載されている食材は、極微量のアレルゲンが含有されている程度であり、症状誘発の原因となりにくいため基本的に除去する必要はありません。本欄に○がついた場合には給食対応が困難となりますので、慎重にご考慮くださるようお願いいたします。

必要に応じて、学校から詳細な情報や指導を求められることがございます。
その際はどうぞご協力のほど、お願い申し上げます。

※「学校生活管理指導表」は、秋田市教育委員会学校教育課HP (<http://www.city.akita.lg.jp/kyoikuinkai/1010821/1010876/1008731.html>) からダウンロードすることができます。

事故を防ぐために、学校での対応は「安全性を最優先」とします

本市では「学校における食物アレルギー対応の手引」（令和2年11月改訂）を作成し、全ての児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、安全性を最優先した食物アレルギー対応の基本方針や対応の手順などの基本方針を定めました。

学校給食においては、次のように対応いたします。主治医の皆様におかれましては、次の対応内容をご一読いただいた上で「学校生活管理指導表」に記載くださいますようお願いいたします。

□適切な対応を実施するため、「学校生活管理指導表」の提出を必須とする

対応にあたっては、保護者の方から、入学前と転入時、毎年進級時に医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須といたします。

□学校給食での食物アレルギー対応の基本

- 1 原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とします。
- 2 下表に示すような極微量のアレルゲンでアレルギー症状を発症する児童生徒は、安全性を最優先する視点から、弁当の持参をお願いすることがあります。

- ①調味料・だし・添加物の除去が必要である
- ②加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示：コンタミネーション）の表示がある場合についても除去指示がある
- ③食器や調理器具の共用ができない
- ④油の共用ができない
- ⑤複数の食物除去が必要である
- ⑥その他、①から⑤に類似した学校給食で対応が困難と考えられる場合

□本市の学校給食献立作成におけるアレルギー物質の扱い

本市では、献立作成委員会においてアレルギー物質（特定原材料およびそれに準ずる食品28品目）に可能な限り配慮した献立作成を行うことといたしました。詳細は下表のとおりです。これにより、各校での除去食や一人1個付けの食品の代替食対応がしやすい環境を整えました。（◎：特定原材料8品目 ○：それに準ずる食品20品目）

- ①学校給食で使用しない食品
 - ◎かに、くるみ、そば、落花生（ピーナッツ）
 - あわび、いくら、カシューナッツ、キウイフルーツ、マカダミアナッツやまいも
- ②「一人1個付けのもの」および「調理工程の最後に使用する場合」に使用する食品（除去食対応が可能な食品）
 - ◎えび、小麦、卵、乳
 - アーモンド、ごま、さけ、さば、大豆、バナナ、もも、りんご
- ③特に制限しない食品（今後検討していく）
 - ◎該当無し ○いか、オレンジ、牛肉、鶏肉、豚肉、ゼラチン
- ④次の食材について、つなぎや風味をよくするための添加物として使用している加工食品を使用しない。ただし、明らかに主原料として使用されていることがわかる食品を除く。
 - ◎えび、卵、乳 ○もも
 - 〔使用する加工食品の例（ ）内は特定原材料等を示す：
カスタードプリン（卵）、厚焼卵（卵）、ヨーグルト（乳）、えびフライ（えび）、
ピーチコンポート（もも）〕
- ⑤献立名は、特定原材料およびそれに準ずる食品が使用されていることが理解しやすい標記とする。例：米粉のミルクポタージュ、みそ汁（油揚げ入）

□食物アレルギー以外で食品摂取に制限のある疾病の扱い

本市では食物アレルギー以外の疾病については、下表のように対応いたします。

- 乳糖不耐症による飲用牛乳の停止について
 - ・医師による診断書などの提出をお願いします。なお、本疾病による牛乳停止の場合には他の献立等での対応は必要がないと考えられます。
 - ※診断書は秋田市立小・中学校在籍中は有効とし、小学校は中学校に確実に引き継ぐこととします。
- 食物アレルギー以外の疾病について
 - ・医師による診断を基本とします。申請のあった対応の内容によっては、医師による診断書の提出を求めることとなります。